

別記様式

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 秋田県公安委員会 第230354号 |
| | 自動車運転代行業者 の名称又は記号 | F代行 |
| | 主たる営業所が所在する市町村 | 秋田市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和4年12月15日 |
| 処 分 内 容 | | 営業停止命令 (令和4年12月16日から令和5年1月14日まで) |
| 処 分 理 由 | | ○ 被処分者は、過去2年以内において、保険等締結義務違反、随伴用自動車表示義務違反により、行政処分の累積点数が4点となったことから営業停止基準に達し、30日間の営業停止処分となった。 |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ○ 第12条 （保険等締結義務違反） ○ 第17条第1項 （随伴用自動車表示義務違反） |
| 処分を行った公安委員会 | | 秋田県公安委員会 |

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。